

## 1. 平成30年第5回郡上市議会定例会議事日程（第6日）

平成30年12月19日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第148号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する  
条例について
- 日程3 議案第149号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ  
いて
- 日程4 議案第150号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第151号 郡上市犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程6 議案第152号 郡上市税条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第153号 郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」の設置及び管理に関  
する条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第161号 フレンドシップつくしの家の指定管理者の指定について
- 日程9 議案第162号 市道路線の廃止について
- 日程10 議発第10号 郡上市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議報告第20号 諸般の報告について（議員派遣の報告）

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	10番	山田忠平
11番	古川文雄	12番	清水正照
13番	上田謙市	14番	武藤忠樹
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三
17番	清水敏夫	18番	美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	青木修
教育長	石田誠	市長公室長	日置美晴
総務部長	乾松幸	総務部付部長	置田優一
健康福祉部長	丸茂紀子	農林水産部長	下平典良
商工観光部長	福手均	建設部長	尾藤康春
環境水道部長	馬場好美	郡上偕楽園長	清水宗人
教育次長	丸山功	会計管理者	遠藤正史
消防長	桑原正明	郡上市民病院 事務局長	古田年久
国保白鳥病院 事務局長	藤代求	代表監査委員	大坪博之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	長岡文男	議会事務局 議会総務課長	水口裕史
議会事務局 議会総務課長 補佐	竹下光		

## ◎開議の宣告

○議長（兼山悌孝君） おはようございます。

議員の皆様には、12月3日開会以来、それぞれの執務、御苦労さまでございます。いよいよ最終日を迎えることになりました。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前 9時30分）

---

## ◎会議録署名議員の指名

○議長（兼山悌孝君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、10番 山田忠平君、11番 古川文雄君を指名いたします。

---

## ◎議案第148号から議案第153号までについて（委員長報告・質疑・採決）

○議長（兼山悌孝君） 日程2、議案第148号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程7、議案第153号 郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてまでの6議案を、一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました6議案は、所管の常任委員会に審査を付託してあります。各委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長、17番 清水敏夫君。

17番 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） おはようございます。

議長より御指名いただきましたので、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

平成30年12月3日開会の、平成30年第5回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例5議案につきまして、平成30年12月13日開催の第6回総務常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告します。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第148号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、平成30年人事院の給与勧告に鑑み、議会議員の期末手当の年間支給月数を0.05月引き上げるとともに、6月期、12月期とも同月数の2.175月とするとの説明を受けました。

審査の中で、委員から報酬等審議会の答申書に記載の審議要旨において、市内企業の状況とは乖

離があると思われるものとのあるが、答申を受ける際に審議会長からどのような説明があったのかとの質問があり、議員報酬、特別職給与とも、市内企業の給与水準との乖離があるのではないかと一部の委員の意見としてあった。具体的な数値や証明など、実態により乖離があるということではなかったと、市長より説明がありました。

市内企業の給与水準について、執行部では、金融機関が掴んでいる市内企業の景気動向等をもとに把握しているのかとの質問があり、特段、市内企業の実態については把握していないが、県の人事委員会において、県内の事業所を国の調査に準じて調査したところ、国と同様の結果となり、県人事委員会も特別給を0.05月引き上げるよう勧告を行っているとの説明がありました。

今後、市において、市内の該当事業所についての実態調査をするようにはできないのかとの質問があり、都道府県や政令市などは人事委員会で調査を行っているが、その他の市町村については、調査が困難なため、人事院の給与勧告に準拠しているのが現状であり、市内企業の景気動向等は参考にできるが、それ以上の細かい調査は難しいとの説明がありました。

市が作成している平成30年度市税概要において、平成26年度から市県民税の納税額が上昇傾向にあるが、これにより市内の勤労者の給与も上昇傾向にあると推測できないのかとの質問があり、市外の企業で働いている市民もあるが、市民の所得割の向上が市県民税に反映していると考えれば、間接的には市民の所得は上昇していると解釈しても構わないのではないかと、市長からの説明がありました。

県下の状況について、報酬審議会からの資料要求があったのかと質問があり、11月に開催された報酬等審議会には、4月1日現在の各市の条例等を確認し、その状況について資料を提出したとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第149号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、平成30年人事院の給与勧告に鑑み、特別職職員の期末手当の年間支給月数を0.05月引き上げるとともに、6月期、12月期とも同月数の2.175月とするとの説明を受けました。

審査の中で、委員から特別職が条例を定めて行っている給料の減額の具体的金額等についての質問があり、市長は、本則の給料月額82万9,000円を10%減額して74万6,100円とし、副市長及び教育長は、本則の給料月額を5%減額し、副市長は66万4,000円を63万800円に、教育長は56万6,000円を53万7,700円としているとの説明がありました。

その減額の理由について質問があり、市長からは、市の財政が楽な状況ではないため、少しでも市の財政運営に資すればと考えた。また、県内の同様な財政状況下の首長も同様の状況であったとの説明がありました。

日置市長の働きからすれば減額しなくてもよいのではないかと。また、給料は減額とし、期末手当

は引き上げるということについては、矛盾していないかとの質問があり、市長からは、本給において減額するという姿勢を示すことにより、市の財政運営に資すると考えている。県内の状況でも示したとおり、期末手当の引き上げをしないと国家公務員等の支給月数との乖離が出てくるため、後年において期末手当をどの程度の水準にすべきかが難しい判断となってくるということもあり、市の財政の削減についても貢献することは本給でと考えている。

また、期末手当の支給月数を引き上げても、手当額は減額後の本給をもとに算出されることから、実質的には本則よりも引き下げられた金額となっているため、議員の皆さんと同じ月数に引き上げても矛盾はないと考えているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。  
議案第150号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、平成30年人事院の給与勧告に鑑み、職員の給料月額及び諸手当を改定するとの説明を受けました。

審査の中で、委員から期末、勤勉手当の引き上げ分を勤務実績に応じて勤勉手当に配分するとあるが、一律支給ではなく職員によって差が生じてくるということかとの質問があり、勤勉手当については引き上げ分を含めた手当総額の範囲内で、毎年行っている職員の人事評価等の結果をもとに、特に優秀、優秀、良好、良好でないなどの成績率を適用することにより、支給金額に差がつけられているとの説明がありました。

今回改定される、職員の勤務1時間当たりの給与額の例示について質問があり、給料月額が30万円円で手当はなしとして試算すると、改正前は1,787円で、改正後は1,904円となり、1時間当たり117円の増額になるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。  
議案第151号 郡上市犯罪被害者等支援条例の制定について。

総務部長から、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を定め、その施策を総合的に推進するためにこの条例を制定するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から第6条の支援を総合的に行う窓口とは、どのように設置し、担当者はどうするのか。第8条の支援を担う人材を育成とはどのように行うのか。また、第11条の支援を行わないことができる場合について、本条例は犯罪被害者等の支援を推進するものであると考えるが、それに反するような条文を設けるのはどうしてなのかとの質問があり、支援を総合的に行う窓口については、総務部総務課の中で担当者を選任、兼務する。支援を担う人材の育成については、まずは県が行う研修会への参加を考えている。支援を行わないことができる場合については、被害者であるものの犯罪を誘発したようなパターンもあるため、そのようなときは支援を行わないことができるための規定を設けたと説明がありました。

犯罪被害者等支援条例のもとになる法律である犯罪被害者等基本法は、平成16年12月に公布されているが、年数を経過した現在になって条例を制定する背景は何かとの質問があり、基本法が公布された時点で制定するのが本来であったと考えるが、都道府県によっても取り組みへの違いがあり、市町村の行政の問題もあった。ことしの市長会での県知事との懇談会において、県警本部長から岐阜県内の市町村においても支援できる体制をとっていただきたいとの話があり、今回に至ったものであると、市長より説明がありました。

なお、審議の一環として、犯罪被害者等と同様に、自然災害や火災による死亡に関連する救済措置も重要であり、これらの均衡を考慮すること。また、双方を1つの条例等で規定することを検討することも必要ではないかという意見が出され、比較検討することは必要であるが、本条例はこの内容としたいとの見解が示されました。

また、規則で制定する予定である遺族の範囲について、親等まで明確にしておく必要があるのではないかと意見が出され、他市の例も参考にしながら検討する旨の回答がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。  
議案第152号 郡上市税条例の一部を改正する条例について。

総務部長及び税務課長から、地方税法等の一部改正に伴い、所要の規定を整備するために郡上市税条例の一部を改正するものであると説明を受けました。

審査の中で、委員から個人市民税の見直しについて、給与所得控除額及び公的年金等の控除額が引き下げられることにより、非課税者の数は変動するののかとの質問があり、控除額が一律10万円引き下げられることにより、所得としては10万円ふえるものの、非課税措置に係る合計所得金額が同額引き上げられるため、給与所得者や年金受給者における非課税者の数は基本的には変わらないと思われるが、個人事業者等の場合は非課税者がふえる可能性があるとの説明がありました。

所得控除の見直しにおいて、前年の所得が2,500万円を超えると基礎控除が適用外になるが、市内に所得が2,500万円以上の方がどれぐらいみえるのかと質問があり、平成30年度課税においては28名となっており、住民税としては100万円弱の増額が見込まれ、そのうちの市税としては、計算上約60万円の増額が見込まれるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成30年12月19日、郡上市議会議長 兼山悌孝様。郡上市議会総務常任委員会委員長 清水敏夫。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（兼山悌孝君） 続いて、産業建設常任委員会委員長、18番 美谷添生君。

18番 美谷添生君。

○18番（美谷添生君） それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

平成30年12月3日開会の、平成30年第5回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました条例1議案につきまして、平成30年12月13日開催の第5回産業建設常任委員会において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について報告をいたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第153号 郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

商工観光部長から、客室を8部屋から21部屋に増設するなどの大規模改修に伴い、宿泊使用料や部屋別使用料の一部を改正するとの説明を受けました。

審査の中で、委員から新料金は近隣のホテルや旅館と比べ差はあるのかとの質問があり、従来よりも施設、サービスのグレードアップを図り、価格は高めの設定をしているとの説明がありました。

宿泊客を増加させるために、宿泊施設全体の連携についてどう考えているのかとの意見があり、観光立市政策の大きな目標として宿泊客の増加を目指している。また、施設間での連携ができるように、全ての宿泊施設に対して、今後調査等を行い連携のあり方について研究をしていきたいとの説明がありました。

別表第2の備考について、宿泊をせず客室で食事をするというような、ごくまれなケースを想定してまで条例で定める必要が無いのではないのかとの意見があり、備考に関しては今回改正しておらず、指定管理者が現在と同様な運用ができるように表記しているとの説明がありました。

指定管理者が今より運用しやすくなるためには、備考は無いほうがよいのではないのかとの意見があり、指定管理者との協議の中で、備考が記載されていても運用の中で対応できると確認しているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

なお、別表第2の備考について、運用については委員会の審議の過程や意見を十分考慮するよう附帯決議をつけます。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成30年12月19日、郡上市議会議長 兼山悌孝様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 美谷添生。

以上でございます。

○議長（兼山悌孝君） 報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（兼山悌孝君） 山川直保君。

○5番（山川直保君） 1点、産業建設常任委員会のほうにお聞きしたいと思います。

またしてもお聞きいたしますけど、滞在型コンベンション施設「積翠園」の管理に関する条例の

一部を改正する条例についてでございますが、この委員会の中でもやはりこの備考の扱いについて、2件ほど意見が出ております。

要は、備考がないほうがよいのではないかということですね。なければどのような形の規則でも、どのような対応でも指定管理者ができるわけございまして、いろんな対応はしやすいと思います。

この中で、備考が記載されていても運用の中で対応できると確認しておられますけれども、この備考は、部屋を使っても食事をする場合、4時間の中では、徴収しないというふうに言い切っておられるわけございまして、ここでもし、いろんなケースがある場合に、お客さん等がこの条例をもし理解してみえて、部屋を使われる場合、食事をした場合は徴収しないと言い切っているのです、例えばの話、前の観光課長の話によりますと、1万円、1万5,000円というちょっと非常に値段の高い夕食なり昼食なりのことを想定されて言われましたけれども、通常、今の積翠園の中では、お昼の山のランチといえますか、そういったものを1つの売り物にして、あるいは安価な昼食を食べられる形もされてみえます。実際の消費者がそうした食事が1万円以上ものなのかということを理解せずして、昼のランチ等の安価なものを食事された場合に、この条例の備考にこういうふうにしっかりうたってあるというふうに言い切られた場合に、いやいや、そうではないんですよということを、そうした消費者の方々にしっかりと事前に告知する。もしくはそのときにしっかりと説明するということが、実際、現地で可能なのかどうなのかということを私は心配いたします。

私は、この中で附帯をつけられて、この審議の過程を言いますけれども、この条例上に文言が載ってしまっている以上、十分な意見を考慮して今後運用に当たるということが、ちょっと運用していくことが、大変難しいのではないかということを感じるわけでございます。

その点についてお聞きをしたいわけですが、運用の中で対応できるというふうに確認していると、現地の指定管理者にですね。例えば、1万円、1万5,000円の食事というものは、お昼のランチは含むのか含まないのかということまでも検討されたのでしょうか。私は、この条例上、もう備考に載ってしまっている以上、これは徴収できないというふうに解するのが本当だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（兼山悌孝君） 産業建設常任委員長、18番 美谷添生君。

○18番（美谷添生君） この報告書にもありますように、今回の備考については前回と変更をするわけではないというようなことで、運用上、当事者と連携をしてあるというようなことでありましたので、そこら辺のいきさつをもう少し詳細に説明をいただければ、今の質問にお答えができるのではないかとこのように思いますので、担当のほうでよろしく願います。

○議長（兼山悌孝君） 商工観光部長。

○商工観光部長（福手均君） ではお答えをいたします。

繰り返しになるかもしれませんが、少し経過も含めて御報告ということで、ケースを分けて



少しお話をしますけれども、実際、一番多く御意見をいただきましたのは、いわゆる客室で宿泊をせずに食事利用する場合には、そのときにはいわゆる使用料はもらわないということの想定と、その場合の対応ということについては、たくさん御意見をいただきました。

委員会でも想定しましたけれども、まず大きく分けて2つぐらいあると思います。1つには、通常、食事利用する施設が満杯でやむを得なく代替措置として客室で食事をする場合、その場合のケースが1つ。そして、具体的に言えば、本来2階の会議室で昼御飯をとってもらいますけれども、そこがほかの団体でいっぱいの場合に、いわゆるあふれて、そのお客さんに客室でとってもらおうと、そのときに積翠園のお弁当とか出すという場合には、いわゆるお弁当代は当然もらいますし、会議室、展示会とかをやっている大きな会議室の使用料はもちろんもらいますが、食べてもらう客室の使用料は取らないということが、わかりやすいケースとして1つあると思います。

もう1つには、例えば閑散期におきまして、予約が入っていない客室でいわゆる食事をとってもらって部屋を楽しんでもらう、あるいはお城の眺望ですとか、あるいはそういったものを楽しんでもらう、いわゆるよくホテルでデイクースということもありますけれども、その場合の、それをやってやっぱり少しでも売上げを上げたいということもあるということも想定をしております。

ですので、こういうことも申し上げましたけれども、いわゆる産業建設常任委員会におきましては、安価な食事で長時間客室を利用されるとコスト面からどうか、そういった御意見もいただきました。

具体的には、デイクース利用は多くのホテルでも実施されておりますので、またリニューアルした積翠園の客室をいろんな形で、市民の方やあるいは市外の方に利用してもらって、親しくしてもらうための方策の1つであるとも考えておりますけれども、委員会での御意見を受けまして、実際に運用に当たりましてはコスト面を考慮した食事内容の設定、あるいは料金設定についても指定管理者と十分に協議しまして、わかりやすく御理解いただける内容、料理での運用を検討していきたい、そのように思っております。

以上です。

(挙手する者あり)

○議長(兼山悌孝君) 5番 山川直保君。

○5番(山川直保君) 確認しておきます。客室Bの場合、4名と書いてありますが、4名、中で食事がとれるテーブルと椅子とはしっかり整えられるのでしょうか、そのときに。私はそれがちょっと、そのときの場合に4人が、前、パーティーとかという発言も部長からありましたけど、そして部屋を楽しんでいただいて眺めも楽しんでいただく、実際、その機能があのツインであるのでしょうか。4人がしっかりとお膳を並べて、椅子ですか、地べたなら別として、どのようなことを想定されていますか。私、ちょっとその間取りはないような気がしますが、いかがでしょうか。

○議長(兼山悌孝君) 商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） 以前に、お配りしたと思いますが、こういった間取りのBというのを考えております。これで考えますと、例えば、左側のほうにバルコニー的などがあるわけですが、こういったスペースにそのときにはテーブル等を持ち込んで、ここで食事の場所は確保できるというふうに考えておりますのでお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） ほかにございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（兼山悌孝君） 4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 4番 野田です。犯罪被害者等に関わるところで、ちょっと確認を2点ほどさせていただきたいと思います。

先ほど、委員長の報告3ページの下のほうでございますが、支援を行わないことができる場合についての確認がございます。私、適切な確認事項だと思います。その中で、回答の中で犯罪を誘発したような場合、そういうパターンもあるので、そういう場合についてはこの支援を行わないこともできるというふうに回答があるわけですが、私は大変これ曖昧な確認かと思っております。

この条例は、第7条で支援金を伴うことが明記されております。額はそんなに大きな額ではありませんが、お見舞金に相当するのでしょうか。その目的ははっきりしませんけど日常生活に資するという見舞い金と言いますか、支援金であります。このお金を支給するということになりますと、どこで線引きをするのかというのは非常に微妙で難しい問題に迫られると思えます。

御承知のように、いろんな犯罪、特に刑事的な犯罪につきましては、まるっきり通り魔事件のように誘発も何もない、偶発的など言いますか、突然、一方的な被害を受ける場合もないことはないのですが、多くの犯罪は何らかの要因を相互に持ち合いながらということがあるわけですね。それが普通だと思います。

そうした場合、どこでこの誘発というのを認定していくのか、その線引きはどうかというのは大変難しいと思うんです。そういう点で、ある程度、明確にしておく必要があるんじゃないかと、これがまず第1点になります。

2つ目ですが、条文で言いますと、第9条、10条に関わることですが、民間団体等に対する支援というのがあります。この民間団体の定義というのがこの中にあんまりはっきりしておりませんが、犯罪被害を救済する民間団体というのは何を、どういう団体を想定されているのか。具体的にもしありましたら教えていただきたいということ。それから、今後あり得ることが想定されるならば、どういう団体がこれに該当するのかを確認しておきたいと思えます。

以上です。

○議長（兼山悌孝君） 4番 野田勝彦君の質問に、総務常任委員長、17番 清水敏夫君。

17番 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） 2点質問いただきましてありがとうございます。

実は、この犯罪被害者等支援条例の制定につきましては、まず犯罪を誘発という部分がこの中にございますが、このことについても質問に対してのお答えを当局からいただいておりますので、どういう例ということは具体的になかなか掴みにくい部分がありますけども、条文上はやっぱりこういう制度をつくる場合には、やはり支給できるという反面、もし何らかの形でそういうことをすることが不適當な場合が出てくるということを考えると、条例上にはこういった定めをしておくのが通でないかという、個人的な意見は持っておりますが、誘発というのはどういう場合を指すのかとか、その具体的なことについては、そのときは具体的な議論が出ておりませんので、また担当部長のほうでそのことについて改めて解説をしていただきたいと、1点目は思います。

それから、民間団体等の定義につきましても、そこまでは委員会の中で踏み込まないというか、この条例は県からの、各市町村がこれは受け皿として犯罪被害者のための支援を措置していくために、何かそういう市民の方でそういう方があったときには受け皿としてつくっておきたいと、それで郡上市にはないけどほかの市にあるというようなことではいけないので、やはり郡上市も県下の他市の例に準じながら、こういう受け皿は整備しておくことが、仮にそういう被害を受けられた方に対する、やっぱり最大できることの支援ではないかという、市民の立場になって、被害者の立場になってこの条例を制定されるというふうに聞いておりますので、このことで具体的にこうですか、ああですかということは、やっぱりその段階がどんな形で出てくるのかということも考えないと、なかなか想定しづらいことと、制定ということは新しくつくるわけですので、やっぱりその辺が、今後指定等でやはりもう少し情報収集しながら県下の状況もあわせながら、このことについては定められていくのではないかと思います、ちょっと具体的な答弁ができずに申しわけございませんけども、担当部長のほうでお答えいただければありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（兼山悌孝君） 総務部長 乾松幸君。

○総務部長（乾 松幸君） 2点御質問がありましたので、お答えさせていただきます。

1点目につきましては、どういったことが考えられるかということでございますが、例えば、本当にこういう表現がいいのかどうか分かりませんが、人を唆して身内を殺めたというようなことがあった場合に、被害者であり、加害者ではないんです、直接の加害者ではございませんが、そういったことも想定があるということで、そういったことがあった場合には、社会通念上、そういった話も出てくれば本来であればやっぱり支援するべきでないということもありますので、いろんなパターンがあるかとは思いますが、そういった特殊事情に対しても対応ができるような、一応、条文にしておるということでございますので、よろしくお願いいたします。

なお、そういった細かいところについては、また規則ということもございますので、具体例につ

きましては、そういったところでも定めていくということは必要でないかというふうに思っています。

それから、もう1点、どんな団体をとということですが、先ほど委員長から御報告がありましたように、具体的に今こういった団体がということではございませんが、例えばでありますけれども、今現在ある団体といたしましては、岐阜犯罪被害者支援センターというようなものもございますし、また、それぞれの被害状況に応じて、そういった支援する団体が出てくる場合もございます。そういった場合には団体を支援していくということですので、具体的に今この団体をとということではございませんので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（兼山悌孝君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第148号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

議案第148号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第148号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第149号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

議案第149号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第149号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第150号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

議案第150号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議案第150号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第151号 郡上市犯罪被害者等支援条例の制定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

議案第151号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第151号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第152号 郡上市税条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

議案第152号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第152号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第153号 郡上市滞在型コンベンション施設「ホテル積翠園」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

議案第153号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第153号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第161号について(委員長報告・採決)

○議長(兼山悌孝君) 日程8、議案第161号 フレンドシップつくしの家の指定管理者の指定についてを議題といたします。

所管の文教民生常任委員会に審査を付託してありますので、委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

文教民生常任委員長、15番 尾村忠雄君。

15番 尾村忠雄君。

○15番(尾村忠雄君) 文教民生常任委員会の報告をいたします。

平成30年12月3日開会の、平成30年第5回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付

託されました指定管理者の指定1議案につきまして、平成30年12月12日開催の第5回文教民生常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告をいたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第161号 フレンドシップつくしの家の指定管理者の指定について。

健康福祉部長から、指定する団体は特定非営利活動法人郡上つくし会である。選定理由は郡上市指定管理者制度の運用指針中、非公募で選定できる理由、特定の団体を指名することが明らかに効果的、効率的であると認められる場合に該当するためである。精神障がい者の支援に特化した現指定管理団体が、引き続き事業運営と施設を一体的に管理運営することが、効果的かつ効率的であるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から今回引き続き非公募で選定されるに当たって、今まで運営されてきた中で意見聴取はされたのか。また、協議はされたかとの質問があり、モニタリングで最低2回、施設の管理状況の確認を行っているほか、普段から職員や利用者の日常的な困り事等の把握にも努めている。今後も指定管理について、事業運営や施設の譲渡等について継続的に協議していくとの説明がありました。

また、委員から平成28年の利用者数減少理由にほかの事業所の開設と説明があったが、市内に指定管理、民間を含めて幾つの事業所があるのかとの質問があり、市が指定管理しているところは、ぼぷらの家、すみれ作業所があり、B型事業所で、その他ではウイングハウス、りあらいず和スマイルドーナツ、ぶなの木学園共働社、ALPHA、みずほ園であるとの説明がありました。指定管理のあり方については、市の公共施設の適正配置計画の指針に沿って、今後も協議していくとの説明がありました。

その他、利用者の工賃向上につながる生産活動への支援及び公共交通も含めて、利用者が通園しやすい施設を目指してほしいとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致により本件を採択することに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。平成30年12月19日、郡上市議会議長 兼山悌孝様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 尾村忠雄。

以上でございます。

○議長（兼山悌孝君） 報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認め、討論、採決を行います。

議案第161号に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

議案第161号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決

することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第161号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

◎議案第162号について(委員長報告・採決)

○議長(兼山悌孝君) 日程9、議案第162号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

所管の産業建設常任委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、18番 美谷添生君。

18番 美谷添生君。

○18番(美谷添生君) それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

平成30年12月3日開会の、平成30年第5回郡上市議会定例会におきまして、本委員会に審査を付託されました市道路線の廃止議案につきまして、平成30年12月13日開催の第5回産業建設常任委員会において慎重に審査いたしましたので、その経過と結果について報告をいたします。なお、経過については主な内容を報告いたします。

議案第162号 市道路線の廃止について。

建設部長から、大島工業団地整備事業の実施に伴い、不要となるため路線を廃止するものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告します。平成30年12月19日、郡上市議会議長 兼山悌孝様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 美谷添生。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長(兼山悌孝君) それでは、報告が終わったので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 質疑なしと認め、討論、採決を行います。

議案第162号に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

議案第162号に対する委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(兼山悌孝君) 異議なしと認めます。よって、議案第162号は原案のとおり可とすることに

決定いたしました。

---

◎議発第10号について（議案朗読・提案説明・採決）

○議長（兼山悌孝君） 日程10、議発第10号 郡上市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に朗読させます。

議会事務局長 長岡文男君。

○議会事務局長（長岡文男君）

---

議発第10号

郡上市議会委員会条例の一部を改正する条例について

郡上市議会委員会条例（平成16年郡上市条例第213号）の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年12月19日提出

提出者 総務常任委員会委員長 清水敏夫

賛成者 総務常任委員会副委員長 上田謙市

賛成者 総務常任委員会委員 山田忠平

郡上市議会議長 兼山悌孝君様

提案理由

標準市議会委員会条例の基準に鑑み議会及び委員会の運営を円滑に進めるため、この条例を定めようとする。

郡上市議会委員会条例の一部を改正する条例

郡上市議会委員会条例（平成16年郡上市条例第213号）の一部を次のように改正する。

第14条中「議会」を「議長」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

---

なお、裏面につきましては新旧対照表ですので、またお目通しをいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（兼山悌孝君） ここで提案者の説明を求めます。

17番 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） それでは、議発第10号の郡上市議会委員会条例の一部を改正する条例についての提出者として提案説明を行います。



ただいま局長のほうから、改正条文につきましては朗読のあったとおりでございますのでよろしくお願ひしたいと思いますが、指針につきましては、現郡上市議会委員会条例では、委員の辞任については議会の許可を得なければならないとなっております。そのため、委員会の任期の際は、委員の辞任を本会議で許可をしておりますが、したがって本会議での進行が煩雑な手続となっております。

標準の市議会委員会条例によりますと、議長に辞任の許可を得ることとなっております。今後、議会運営を円滑に進めることが可能となりますので、今回、一部改正を行うものでありますので、議員諸氏の賛同よろしくお願ひをいたします。

以上です。

○議長（兼山悌孝君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 討論なしと認め、採決いたします。

議発第10号について、原案のとおり可とすることに異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（兼山悌孝君） 異議なしと認めます。よって、議発第10号は原案のとおり可とすることに決めたしました。

---

#### ◎議報告第20号について

○議長（兼山悌孝君） 日程11、議報告第20号 諸般の報告について（議員派遣の報告）を議題いたします。

議員派遣報告書を別紙のとおり提出されましたので、お目通しいただき、報告にかえます。

---

#### ◎市長挨拶

○議長（兼山悌孝君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

ここで市長より御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 平成30年第5回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議会におかれましては、去る12月3日開会以来、本日19日に至るまで、17日間にわたって終始慎

重に諸議案を御審議をいただき、全て御議決をいただきました。まことにありがとうございました。

審議の過程におきましていただきました御指摘、御意見、御提案、また委員会で付されました附帯決議等につきましては、これを真摯に受けとめまして今後の市政運営を進めてまいりたいと存じます。

さて、いよいよこれから平成時代最後の年末年始を迎えることとなります。また、寒さも厳しくなり雪の降る日もあろうかと思えます。そういう時期に差しかかりますので、議員の皆様方には健康に十分御留意いただき、また、交通安全等にも御留意をいただきまして、ますます御活躍くださいますようお願いを申し上げまして、御挨拶といたします。ありがとうございます。

○議長（兼山悌孝君） ありがとうございます。

---

#### ◎議長挨拶

○議長（兼山悌孝君） それでは、平成30年第5回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、去る12月3日から本日まで17日間にわたり、条例関係、補正予算など市政の諸案件につきまして、議論伯仲の部分はありませんでしたが、極めて慎重に御審議いただき、全議案滞りなく議了することができました。議員各位の御協力に深く感謝を申し上げます。

また、市長初め執行機関の各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審議に御協力いただきまして、まことに厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

今定例会を通じ、各議員から一般質問や審議の過程で述べられました意見、要望につきましては、今後の市政の執行に十分反映していただきますよう要望する次第でございます。

議員各位並びに執行者各位におかれましては、年末年始を迎えて何かと御多用と思いますが、健康に御留意いただきまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げます。閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣言

○議長（兼山悌孝君） 以上で本日の会議を閉じます。これをもって平成30年第5回郡上市議会定例会を閉会といたします。御苦労さまでした。

(午前10時31分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 兼 山 悌 孝

郡上市議会議員 山 田 忠 平

郡上市議会議員 古 川 文 雄

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員